一括発注の取り扱い方針

1. 基本方針

ニューバーガー・バーマン株式会社（以下、当社）は、当社が運用を行う複数の信託財産において、売買条件（有価証券の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類ならびに執行する価格又は価格帯をいいます。）が同一である売買注文を一括して発注する場合があります。また、当社が運用を行う信託財産と投資一任契約に係る運用財産にかかる売買注文を一括して発注する場合があります。これらに加え、当社が運用を行う信託財産や投資一任契約に係る運用財産と、ニューバーガー・バーマン・グループに属する会社（以下、関係会社）が運用する財産にかかる売買注文を一括発注して行う場合があります。一括発注を行なった取引については、平均単価により約定および決済することがあります。

2. 対象有価証券および対象取引

本取り扱い方針が対象とする一括発注の対象は、株式、上場不動産投資信託（REIT）、ETF、ETN 等の日本国内の有価証券の現物取引に限定します。

3. 約定結果の配分方法

一括発注が一部出来となった場合（例えば、約定数量が注文数量を下回った場合など）は、原則として注文数量に応じて比例配分します。この際、取引単位未満の出来高については切り捨てることができます。当該切り捨てとなった数量を含む約定数量と注文数量の差異については、当社又は当社が取引執行事務を委託する関係会社（以下、当社等）の社内規程に基づき、配分されるものとします。

4. 最良執行の基本方針

一括発注の目的は、運用財産間の公平性を図ることにあります。したがって、当社は、特定の運用財産の利益を図ることや、当社自身や当社の関係会社の利益を図ることを目的とした一括発注は行わないものとします。市場環境や取引執行の緊急性などに照らして一括発注が不適当と考えられる場合、当社等は当該運用財産にかかる取引を一括発注から除外する場合があります。また、当社等と顧客との間で別段の合意がある場合等も同様となります。なお、市場の状況や価格等を総合的に勘案した上で最良執行を図るものとし、その観点から一括発注を分割して発注する場合があります

5. 社内管理体制

一括発注を実施するにあたり、当社は社内規程を整備し、コンプライアンス部等の管理部門が一括発注に係る業務執行状況の検証にあたります。なお、当該検証業務を、関係会社を含む第三者に委託する場合、当該第三者による検証結果について、当社のコンプライアンス部等の管理部門が確認を行うものとします。

以上